

(議案)

新方式の年齢識別自動販売機・年齢識別装置
(マイナンバーカード・運転免許証方式)

		マイナンバーカード・運転免許証方式
識別方式の概要		マイナンバーカード又は運転免許証に搭載されたＩＣチップにアクセスの上、生年月日情報を読み取り、満年齢を判定することにより年齢識別を行う装置。
判断基準		① 年齢識別装置が正常に作動しており、自動販売機の利用者が年齢識別装置に二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認させようとする特段の行為を行わない状態において、年齢識別装置が二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認することがないこと。 ② 年齢識別装置に二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認させようとする行為に対する措置が講じられていること。 ③ 年齢識別装置の稼働を容易に停止することができないようにする措置が講じられていること。
判定	基準①	○ (理由)・ＩＣチップ内の生年月日を識別装置内蔵のカレンダーと照合し、満年齢を判定することにより、確実に年齢識別が行われる。
	基準②	○ (理由)・識別装置が有効期限切れ、失効又はロックされたものを受け付けないようにする措置が講じられている。 ・マイナンバーカード及び運転免許証は、譲渡不可能な本人確認書類であることに加え、識別装置の利用には暗証番号の入力を要するため、本人以外の利用を防止する措置が講じられている。
	基準③	○ (理由)・自動販売機への外付け装置であるが、自動販売機本体と電気回路を一体化することにより、自動販売機と別に識別装置の稼働を停止することを困難にしている。
結論		年齢識別機能を有する

「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」 に該当することを確認するための判定基準

1. 財務省においては、平成 20 年 7 月 1 日以降、製造たばこの小売販売業の許可に下記の条件を付している。

「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機により、当該装置を常時作動させた上で販売すること。」

2. たばこ自動販売機・年齢識別装置が、上記 1. の許可条件に係る「年齢識別装置を装備した自動販売機」に該当することを確認するための判定（事実認定）に当たっては、下記の 3 点の「最小限の基準」をクリアするか否かを基礎として、さらに個々の自動販売機・年齢識別装置の特性に応じて個別具体的に判断する。

- ① 年齢識別装置が正常に作動しており、自動販売機の利用者が年齢識別装置に二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認させようとする特段の行為を行わない状態において、年齢識別装置が二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認することがないこと。
- ② 年齢識別装置に二十歳未満の者を二十歳以上の者と誤認させようとする行為に対する措置が講じられていること。
- ③ 年齢識別装置の稼動を容易に停止することができないようにする措置が講じられていること。

3. 「年齢識別装置を装備した自動販売機」に該当すると判断されたたばこ自動販売機・年齢識別装置については、随時財務省ホームページ上で公表する。